

居住支援メルマガにご登録いただいているみなさま
(BCCでお送りしています)

居住支援メルマガ(第 10 号)をお送りします。

このメルマガ(メールマガジン)では、各地で活躍する居住支援協議会や居住支援法人における情報の共有や、ネットワーク形成を促進することで、居住支援に関する取組の一層の活性化を目指します。
国からの研修会・予算制度のご案内や、各自治体・団体等からのお知らせ・活動状況等といった幅広い情報を配信してまいります。

——令和2年2月 28 日配信——

国土交通省住宅局安心居住推進課
居住支援メルマガ【第 10 号】

【目次】

■セーフティネット住宅の登録数等(令和2年1月 31 日時点)■

■参加者を募集しています■

(1) 令和元年度「居住支援全国サミット」は無観客で実施することとなりました

■各地の活動報告■

(1) 旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会が設立されました！

(2) 東北地方ブロックにおける居住支援の取り組みについて

■居住支援お役立ち情報■

(1) 「安心して地域で暮らせる住まいと支援の確保策」を整理しました！

(2) <事前予告>「令和2年度居住支援協議会伴走支援プロジェクト」への
参加団体を募集予定です

■セーフティネット住宅の登録数等(令和2年1月 31 日時点)■

＼＼SN 住宅の登録数が、2万戸を超えました！／／

○セーフティネット住宅の登録数:20,424戸

○居住支援協議会:94協議会

○居住支援法人 指定数:279者

■参加者を募集しています(1件)■

(1)令和元年度「居住支援全国サミット」は無観客で実施することとなりました

令和2年3月10日(火)に予定しておりました「令和元年度 居住支援全国サミット」については、新型コロナウイルス等に対する感染症対策の準備を進めてまいりましたが、拡大防止の観点より、無観客で開催のうえ、後日、国土交通省ホームページで動画配信させていただくこととなりました。

参加を楽しみにしておられた皆様には誠に申し訳ございませんが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

■各地の活動報告(2件)■

(1)旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会が設立されました！

旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会より、活動開始に向けての意気込みのコメントが届きました！

令和元年11月21日に、北海道の主要市としては初となる「旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会」を設立しました。

構成員は、旭川市の住宅部局及び福祉部局の関係課と公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会旭川支部などの不動産関係団体のほか、社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会などの福祉関係団体、法務関係や消費者相談機関及び高等教育機関等となっており、居住支援の多分野に渡る課題解決のために互いの連携を深め、各種取組を実施していく予定です。

去る12月20日には、北海道との共催により設立記念セミナーを実施し、全国的に有名な北海道本別町の居住支援協議会の取組について御講演いただきました。

今後は、本協議会の趣旨に賛同した不動産店を募り、協議会会員の相談窓口との賃貸住宅の物件情報照会を行う「協力不動産店制度」の実施に向けた体制整備を進めるとともに、現場の意見を取り入れながら必要性が高いと考えられる内容について順次協議・検討し、協議会活動へ反映させていきます。

(旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会)

(2)東北地方ブロックにおける居住支援の取り組みについて

東北地方ブロックにおいては、令和2年1月20日に仙台会場で居住支援法人セミナー(高齢者住宅財団主催・全国居住支援法人協議会共催)が開催された他、同月中に秋田県の協力を得て東北厚生局・東北地方整備局が「多様な世代に向けた居住支援・福祉まちづくりに関する研究会(秋田)」を秋田市で開催しました。

また、青森県では、先行地域での経験から学ぶ必要性が認められたことから、国土交通省・高齢者住宅財団の協力を得て、青森市での同じく1月の居住支援セミナーに福岡市社会福祉協議会を講師として招くなど、積極的な取り組みが行われました。

東北厚生局・東北地方整備局では、これらの内容が広く活用されますよう、仙台市・秋田市・青森市3会場各行事の講演内容のポイント等を記載した合同チラシの東北6県内の市町村への展開などにも取り組んできたところです。

引き続き、県庁・市町村の関係部局や関係団体の連携、及び地域の実情に
みあった施策の実現が図られますよう、各県において研究会の開催等に取り
組んで行く予定です。

①多様な世代に向けた居住支援・福祉まちづくりに関する研究会(秋田会場)
(1月16日(木)開催)

秋田県庁関係部局の御協力を得て、県内市町村の地域包括ケア・地域福祉担当
部局や まちづくり・住宅確保支援等の担当部局、関係団体に対し、秋田県居住
支援協議会と合同で開催しました。話題として、公共・民間の賃貸住宅のセーフ
ティネット機能を一体的に議論すべきこと、ホームレスとして数えられていない
が実質的に住宅の確保が困難で支援を必要とされている方の存在に関する問題提
起、市町村毎に異なる地域福祉や公共・民間賃貸住宅の状況にみあった連携や施
策立案のために市町村独自の居住支援協議会を検討すべきこと、などが取り上げ
られました。

【当日資料等掲載URL】

<<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/47137>>

②居住支援セミナー(青森会場)(1月15日(水)開催)

福岡市社会福祉協議会より講師をお招きし、「民間賃貸住宅への転居支援」
「死後事務」「ファンドレイジング(寄付等による活動資金調達)」「空き
家の福祉活用」の4分野の取組みについてご講演をいただくとともに、青森県
社会福祉協議会から保証人の確保を支援するモデル事業が紹介されました。

【当日資料等掲載URL】

<<http://aomori-kyoju.com/archives/news/1173>>

(東北厚生局・東北地方整備局)

■居住支援お役立ち情報(2件)■

(1)「安心して地域で暮らせる住まいと支援の確保策」を整理しました！

令和2年1月16日(木)、厚生労働省と国土交通省の共催により、自治体の
介護担当部局と住宅担当部局等を対象とした「高齢者向け住まい等連絡会議」を
開催しました。

会議において、住宅確保要配慮者の方々が安心して地域で暮らしていくため、
大家の抱える不安に対応する既存の施策・令和2年度予算案等での施策を整理した
「安心して地域で暮らせる住まいと支援の確保策」を公開いたしました。

※今後、新規施策等に応じて改訂していく予定です。

以下、抜粋して掲載します。

~~~~~  
<福祉、住宅その他の行政の連携強化>

○各省連絡協議会の拡充【厚国等】

・厚労省・国交省の局長級による連絡協議会について、法務省の他、各関係団体  
を構成員に加える改組を行い、住まい支援について各分野のより一層の緊密な  
連携を図る

○市町村居住支援協議会の設立促進【国】

・居住支援協議会の設立に意欲のある市町村に対する有識者派遣・情報提供など  
による伴走支援や、都道府県による 意欲ある市町村の掘り起こし支援を実施  
する

<見守りなどの居住支援の推進>

○居住支援法人の指定の促進による居住支援の推進【国】

・補助金による財政的支援に加え、指定手続きや指定後の活動についてフォロー  
する支援事業を立ち上げること等により指定を促進する

○地域共生社会の推進(次期通常国会に法案を提出予定)【厚】

・市町村において地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支

援体制を構築するため、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設→参加支援の中で、居住支援として見守り等の支援を推進

<単身入居者の死亡時の対応>

○残置物の円滑な処理に関連する制度等の周知等【国等】

- ・終身建物賃貸借制度（※）や残置物の円滑な処理に関連する制度・サービスをわかりやすく紹介した「《大家さんのための》単身入居者の受入れガイド」（国土交通省作成・法務省協力（H31.3））について、さらなる周知・情報提供を行う。

※賃貸借契約が賃借人の死亡と同時に終了。ただし、残置物の所有権には影響しない

- ・更なる対応について引き続き関係省庁で検討

<家賃支払いの確保>

○住宅扶助代理納付の活用【厚】

- ・家賃滞納者、公営住宅、セーフティネット住宅に入居する生活保護受給者の住宅扶助について、代理納付を「原則化」する

~~~~~

(2) <事前予告>「令和2年度居住支援協議会伴走支援プロジェクト」への参加団体を募集予定です

国土交通省では、令和元年度より「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」として、

- ・居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の合意が得られていない、
 - ・関係者の合意は得られているがどうやって設立すればよいか分からない
- といった市区町村を募集し、ハンズオン支援を実施してまいりました。
(神奈川県座間市、愛知県瀬戸市、愛知県岡崎市の3市を採択)

令和2年度分の募集については、

4月末から5月末の約1ヶ月程度を予定しておりますので、

改めて本メールマガジン等で告知させていただきます。

(ご参考)『昨年度の』募集要領

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html>

- ※募集部門を含めて変更の可能性があります。

最後までお読みいただき、ありがとうございました。

◆このメールマガジンでは、今後各居住支援協議会・居住支援法人のみなさまの

活動についても配信してまいりたいと考えておりますので、掲載してほしい内容などございましたら下記アドレスまでご連絡ください。

<hqt-housing-support@mlit.go.jp>

◆メールマガジンに関するご意見・ご要望、新規登録受付や配信停止は

ご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。

また、配信先を変更する場合は、新しいメールアドレスをご明記の上ご連絡下さい。

<hqt-housing-support@mlit.go.jp>

◇関連リンク

★住宅セーフティネット制度について

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html>

★住宅確保要配慮者居住支援協議会について

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html>

◇過去に配信したメールマガジンを下記 URL にアーカイブしています。

見逃した方、もう一度読みたい方、ぜひご利用ください。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html>

発行:国土交通省住宅局安心居住推進課

〒100-8918

千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 2 階

TEL :03-5253-8111(代表)

Email:hqt-housing-support@mlit.go.jp
